

## 議第33号

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

京都市感染症診査協議会条例の一部を次のように改正する。

第3条中「7人」を「27人」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

第6条第3項を次のように改める。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員3人以上をもって組織する。この場合において、委員の過半数は、医師である委員でなければならない。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市結核診査協議会条例は、廃止する。

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正等に伴い、委員の数の上限を変更する等の必要があるので提案する。